

愛知県災害医療対策協議会設置要綱

(目的及び協議事項)

第1条 災害拠点病院を中心とした災害時の医療体制を確立するため、愛知県災害医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、次の事項を協議する。

- (1) 災害拠点病院の指定に関する事項
- (2) 災害拠点病院の運営に関する事項
- (3) 災害時の医療体制を充実させるために必要な訓練等に関する事項
- (4) 災害時の医療体制に関する事項

(構成)

第2条 協議会の委員は、有識者、災害拠点病院の医師、医療関係団体の役員、その他の者の中から、愛知県医療審議会医療対策部会の推薦を受け、知事が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は5名とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は残任期間とし、補欠の委員は、愛知県医療審議会医療対策部会の推薦を要しない。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、愛知県健康福祉部健康担当局医務国保課が行う。

(雑則)

第7条 本条に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(附則)

1 この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

2 この要綱施行の際現に改正前の愛知県災害拠点病院設置要綱第3条第2項の規定により愛知県災害拠点病院協議会の委員である者については、同条の削除規定にかかわらず、その任期である平成20年9月30日まで、この要綱第2条の規定による愛知県災害医療対策協議会の委員とみなす。